

グアテマラ事件における拷問に対する普遍的管轄権の問題 ——グアテマラ事件に至る歴史的背景を手がかりに——

田原 洋子

はじめに

第一章 グアテマラ事件に至る歴史的背景

第二章 中南米諸国における人権侵害について

第一節 中南米諸国における「不干渉の原則」の位置づけ

第二節 中南米諸国における人権侵害の実態

第三章 グアテマラ事件の展開

第一節 最高裁判所刑事部 (La Sala de lo Penal del Tribunal Supremo) の判決

第二節 グアテマラ事件における拷問に対する普遍的管轄権の解釈

おわりに

はじめに

二〇〇五年九月二十六日、スペイン憲法裁判所第二法廷 (la Sala Segunda del Tribunal Constitucional de España) は、グアテマラ事件 (Guatemala case) に対する先の最高裁判所 (el Tribunal Supremo de España) の判決を破棄し、拷問及びジェノサイドにつきスペインの裁判所が管轄権を保持することの正当性を認めた。この事件は、グアテマラにおける先住民族の復権運動に尽力し、一九九二年にノーベル平和賞を受賞した、マヤの文化を継承するグアテマラ先住民族

の女性リゴベルタ・メンチュ・トゥム (Rigoberta Menchú Tum 以下、「リゴベルタ・メンチュ」) が中心となり、グアテマラで軍事政権時代に行われた組織的な人権侵害について、スペイン司法当局に提訴した一連のグアテマラ事件の最終審である。同国の軍事政権時代に国家元首であったエフライン・リオス・モント (Efraín Ríos Montt) 将軍以下八名は、グアテマラにおける内戦(一九六二年—一九九六年)においてマヤの人々に対し、ジェノサイド、拷問、テロ行為、誘拐等を連帯して実行に移したとされ、その犠牲者は一〇万人以上にのぼるとされる。スペインは、かつてピノチエト事件 (Pinochet case) において国際世論を賑わせた経緯があり、この事件をきっかけに国境を越えた裁きの実現にむけた新たな模索をはじめている。その後のグアテマラ事件においてもピノチエト事件同様、犯罪者の身柄の拘束を条件としない普遍的管轄権 (universal jurisdiction in absentia) の適用について争われ、最高裁判所において新たな見解が示されたと同時に、認識の違いも明らかになった。しかし、グアテマラ事件を検討するうえで次の側面からの理解も必要であると思われる。一つめの問題は先住民族についてである。グアテマラの内戦の犠牲者の多くは先住民族であるから、彼らの歴史について避けて通ることはできない。先住民族に関しては、時代とともに法的概念が異なり、二〇〇六年に国連人権理事会の審議を経て、本年、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)^① が国連総会で採択されたものの、明確な定義はない^②。さらに、一つめに考慮されるべき点として、スペインとグアテマラとの歴史的、文化的な結びつきがある。中南米諸国は今日、米国と強固な連帯関係を有しているが、歴史的にはヨーロッパ諸国、とりわけスペインとの関わりが深く、このような繋がりも当該事件の判断に何らかの形で影響を与えているのではないかと推察される。したがって、こうした要素が複雑に交錯していることを踏まえながら、グアテマラ事件は検証されなければならないと思われる。

本稿では、グアテマラ事件が発生した歴史的背景を射程にいれ、最高裁判所の判決がもたらした意義について筆者

なりの考察を試みたい。なお、グアテマラ事件とは、その被害者の数において先住民族であるマヤの人々が多数を占めていることから、グアテマラ・ジェノサイド事件（*Guatemala Genocide case*）、或いは起訴された人物が軍事政權時代の幹部であったことから、グアテマラ将軍事件（*Guatemala Generals case*）と称されることもあるが、本稿では単にグアテマラ事件とよぶことにする。

第一章 グアテマラ事件に至る歴史的背景

近年の紛争の特徴として、人、物資または情報の広範かつ瞬時の移動或いは獲得が不可欠となった結果、国家間の垣根が低くなり、急激な環境破壊、環境汚染へと広がり、紛争の拡大、深刻化にさらなる拍車をかけることになったと考えられるが、その根底にあるのは、国内外の民族、部族、宗教の違いによる国家間の貧困、或いは国内の貧富の格差である。かつてのマヤの文明圏とされるグアテマラの場合、クリストファー・コロンブス（クリストバル・コロン *Cristobal Colon*）による新大陸発見を境にスペイン人をはじめヨーロッパの列強諸国が征服者として次々と現れ、今日、多種多様な人種、民族が共生、共存し、さまざまな民族社会を構成している。^③ところが、一九六〇年代からはじまった内戦は三〇年も続き、その間、政府が中心となり実行した暴力行為はグアテマラの民衆を肉体的かつ精神的に苦しめた。グアテマラの内戦で犠牲となった人々の多くは、かつて固有の伝統の下で平和な国家を築きながら、ヨーロッパ人による植民地化のため、恣意的に被支配者層とされ、苦難な道を歩まざるを得なかった先住民族の人々であったことに起因しているからである。^④やがて人種、民族の差異は貧富の格差と重なり、絶対的な不平等に伴う貧困問題が是正されることなく、構造的な格差へと深遠していったと考えられる。^⑤そして、グアテマラが抱えるこうした

抑圧的な社会は、政府当局者による先住民族への弾圧という悪循環を生み、内戦の長期化、複雑化のなかで多数の人々が難民となり、国内外を問わず避難を強いられることとなった。グアテマラ史上、民主主義的な政権による国家建設が進められた時期が過去において存在したものの、チリのアジェンデ政権同様、急激に改革を施行したことにより崩壊した。グアテマラは、東西冷戦時代という対立の構図の時代の最初の犠牲国であり、かつ中米最後の紛争国として、^⑥ 和平合意に至るまで軍事政権による過酷な時代が続き、国家政策として先住民族にむけられた殺戮は、国際社会からも厳しい非難を浴びていた。^⑦

一九八〇年代、南米で六〇年代後半頃から樹立された軍事若しくは独裁政権が次々と民政に移管されるなか、中米では依然として続く熾烈な紛争の終結にむけた平和交渉への土台作りに取り組むため、一九八七年八月七日に中米五か国（コスタリカ、エル・サルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア）の首脳がグアテマラ市で開催された第二回中米サミットにおいて、「中米の確固とした永続的な平和の確立のための手順 (Los Acuerdos de Paz de Centroamérica)」(通称エスキプラスII或いはグアテマラ合意ともよばれる和平協定) に署名した。この和平協定は「中米近現代史における一つの重要な転換点として位置づけられる」とともに、「中米の第二の独立宣言」とさえよばれるものである。^⑧ 同時に、グアテマラ国内における紛争解決の実現にむけての動きも、この和平プロセスをもってはじまると考えられる。グアテマラ政府は国内和解委員会 (Comisión Nacional de Reconstrucción, CNR) を組織し、政府と敵対していたグアテマラ民族革命連合 (Unidad Revolucionaria Nacional Guatemalteca 以下、「URNG」との交渉にあたらせ、仲介者として中立的な立場である国連の努力もあって、グアテマラ社会を特徴づける多民族国家における諸問題を解決するための進展が見られるようになった。^⑨ 抜本的な取り組みのためには、先住民族の歴史及び彼らを取り巻く社会的現状を考慮することが必要であるとの国家による認識が、こうした成果につながったものと考えられる。

ところで、後述するように民政移管のなかで、過去の政権による忌まわしい人権侵害の状況を明らかにし、国民すべてが真実と向い合い、許し合うことを求める動きがはじまっており、グアテマラにおいても同様の気運が認められる。政府と URNG との内戦終結にむけての交渉に際して、過去の人権侵害を追及するための規定が和平協定に盛り込まれるよう努力が払われ、同年六月二三日に「グアテマラ住民が被った過去の人権侵害及び侵害行為を明白にするための委員会の設置に関する協定 (Agreement on the establishment of the Commission to clarify past human rights violations and acts of violence that have caused the Guatemalan population to suffer, 明確化委員会の設立にむけてのオスロ合意)」が成立した。これに基づき設置された「歴史の解明のための委員会 (Comisión para el Esclarecimiento Histórico 以下、「明確化委員会」) は、国内紛争の開始から和平協定が署名されるまでを調査期間と定め、その間に発生した人権侵害を客観的、公正かつ公平をもって明らかにすることをその任務とし、内戦に伴う弾圧の実態を明らかにした報告書を作成し、一九九九年にその内容を公表している。それによると、軍政府が中心となって実行された人権侵害は、略式処刑、拷問、強制失踪等の破壊的な行為のほか、反政府組織にむけられた掃討作戦を口実として、先住民族を中心に多くの住民を虐殺している。彼らが多く定住するグアテマラ北部の農村集落を中心に村々を破壊し、URNG を支援しているとして抹殺を企てた結果、おびただしい人々がその犠牲になっている。実際には、確固たる証拠もなく先住民族の壊滅を謀るものとされ、このことが、中南米史上、類を見ない数の犠牲者を生み出し、それらすべてを解明し尽くすことは困難な作業を要した。判明したうちの八三パーセントは先住民族であるマヤの人々であり、残りの一七パーセントは先住民族とスペイン系移民との混血であるラディーノであった。政府軍部により実行に移された、これらの残虐行為で明らかになったことは、強制失踪が組織的に行われており、恣意的な処刑 (arbitrary execution) により遺棄された遺体には、はつきりと拷問の痕跡をとどめていることである。¹¹⁾ 一九六二年の時点で、紛争による犠牲

者は四二、二七五人にのほり、そのうちの二三、六七一人が恣意的処刑に処せられ、六、一五九人が強制失踪したとの報告である。犠牲者のうちの九〇パーセント以上に対しては、確かに政府による何らかの関与が認められると記録されている。⁽¹²⁾このような明確化委員会の報告書から政府による人権侵害の実態が証明され、リゴベルタ・メンチュは、当該報告書の内容に基づき訴えを行った。⁽¹³⁾それがグアテマラ事件のはじまりであった。

ところで、すでに国際社会は一九八〇年前後から「失踪」を問題としてきたが、その発端となったのは、グアテマラで一九六〇年代中頃に反体制派を誘拐し、非人道的な取り扱いの末に暗殺した出来事とされている。⁽¹⁴⁾やがて大規模な強制失踪を伴う人権侵害が広まる引き金となり、中南米諸国において悲劇的な状況がつくられてゆくのである。

第二章 中南米諸国における人権侵害について

第一節 中南米諸国における「不干渉の原則」の位置づけ

第二次世界大戦終結後、米国及び当時のソ連陣営による緊張関係は、とりわけ中南米の国々に大きな影響を及ぼしたと考えられる。当時、共産主義政権が樹立されることは、中南米諸国に政治的不安定要素をもたらすことに繋がるのであった。この地域では古くから、ヨーロッパ諸国、それも主としてスペインやポルトガルの植民地支配から逃れ、独立を達成したという共通認識を有しており、このような歴史的認識が長年積み重ねられてゆき、諸国間に強固な連帯意識が培われてきたのである。英国を中心としたヨーロッパ諸国からの侵略や干渉の危険と常に対峙するなかで、やがて世界の趨勢は英国から米国へと移行し、米国は中南米諸国に影響力を及ぼしていった。⁽¹⁵⁾米国は、共産主義が中南米諸国に波及することへの脅威から、自国を後ろ盾とすることを容認する軍事若しくは独裁政権の擁立または

それを支持する路線に傾斜していった。¹⁶⁾ 各国は、非常事態宣言の下で国内を統治し、人権及び思想の弾圧を謀り、或いは人権保障の制限を行った。

一方、こうした動きと相対立して、カリブ海地域のキューバで革命の後、ついに一九五九年、カストロ率いる共産主義政権が成立した。西側諸国を代表する米国は、キューバ革命の成功の余波が中米の近隣諸国、さらには南米へと連鎖反応を起こしていくことに危惧の念を抱き、地域的政府間組織である米州機構 (Organization of American States, OAS) を構成する諸国の分裂を扇動させる前兆であると捉え、深い警戒感を募らせていった。カストロ政権は大土地所有制度を廃し、次いで米国系企業の国有化を断行した。両国の関係は悪化の一途をたどり、米国に強く依存してきた経済構造を根本から揺るがすこととなるサバティーンノ事件へと進む。さらにニカラグアで一九七九年、ソモサ一族による独裁政権が倒され、サンディニスタ左翼政権が登場したことは、中米大陸周辺の国々が共産主義の支配下に置かれることへの強烈な危機感を米国に植えつけた。米国は、エル・サルバドルをはじめ中米の周辺諸国に軍事的援助を働きかけると同時に、ニカラグアの反政府武装勢力 (コントラ) にも同様の支援を行い、やがてニカラグア事件を引き起こすこととなる。

人権の尊重に関しては、南北を縦断する国々を擁する米州機構の独立以来の理想とされてきたが、これらの諸権利の国際的な保障に関しては進展の兆しがなかった。¹⁷⁾ なぜならば、内政の不干渉が優先され、そのことを口実として、各国内で発生した重大な人権侵害の数々に周辺諸国は消極的な態度を堅持してきたからである。一九三三年の「国の権利及び義務に関する条約」第八条では、「いかなる国も、他国の国内または対外の事項に干渉する権利をもたない。」と規定し、いかなる形態であれ、外部からの干渉に異議を唱えてきた。それは、米州機構の主要かつ第一次的な目的が諸国内における平和の維持であると同時に、各国に自国の国内事項を委ねつつ政治的な民主主義を実現することに

あつたからである。¹⁸⁾「不干渉の原則」をより重要な先例として、民主主義という名の下に、国際法に拘束される以外には他国からの干渉を受けることなく、国内上のいかなる問題も国内管轄事項として、独自の判断で自由な裁量を可能とすることができたのである。¹⁹⁾したがって、人権の保障が国際的な関心事項として認められ、その保障のために各国が迅速な行動を通して実現するためには未だ隔たりがあり、国際社会で認識されるようになる第二次世界大戦の終結を待たなければならなかったのである。

一九四八年にコロンビアのボゴダで設立した米州機構の下で「米州機構憲章 (OAS 憲章)」が制定され、それと同時に、第九回米州諸国国際会議において、人権及び基本的自由を具体化し、これを尊重するために各国に法的な義務を課す「人の権利及び義務についての米州宣言」(以下、「米州人権宣言」)が採択された。前者は米州機構の憲法とされ、幾度か改正された後、一九六九年には拘束力を有する国際的文書として「人権に関する米州条約」(以下、「米州人権条約」)が採択された。後者は世界人権宣言と同様、人権規定を擁したのものとしては米州諸国で最初の試みであり、宣言という形式であることから諸国が諸権利を保障する法的義務は生じないものの、人権及びそれに対応する義務を包括的に含んだ規範的な性格を有するものとなっている。米州諸国では、これらの国際的な規範を介して人権の促進及びその擁護のための任務が果されてきたが、「不干渉の原則」については依然、公約として基本的原則の一つと捉えられ、米州機構成立以降も引き続き貫かれていった。同意章はその第一条で「憲章のいかなる規定も、加盟国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を機構に与えるものではない。」と定め、第二条(b)は、「不干渉の原則を十分に尊重しつつ、代議制民主主義を促進し強化すること。」とし、第三条(d)では、「米州諸国の連帯及びそれによって追及される崇高な目的は、代議制民主主義の有効的实施に基礎を置くこれらの諸国の政治的機構を必要とする。」と定める。つまり、米州における人権保障は、一方で、「米州人権宣言」及び「米州人権条約」において人権尊重が

謳われてきたものの、他方、「米州機構憲章」では、繰り返し米州機構の目的の一つとして、「不干渉の原則」が十分に守られることを再確認してきており、民主的制度の枠内で人権の尊重及びその保護は、「不干渉の原則」との間で対立的な構図を生む要因として、潜在的に存在していたと考えられる。²⁰⁾

したがって、中南米諸国で「不干渉の原則」を主要な拠り所かつ絶対的な規範として確立させてきたことが、軍事若しくは独裁政権の樹立を許す温床となっていたのであり、²¹⁾こうした現実が、中南米諸国の国家体制を忠実に特徴づけたものと考えられる。すなわち、各国がこの原則を優越的なものとして是認してきたため、基本的人権が法的に保障されるような国家建設は二次的に対処され、国民にむけられた組織的な人権侵害が引き起こされてきたと推察されるのである。

第二節 中南米諸国における人権侵害の実態

中南米の軍事クーデターにより成立した軍事若しくは独裁主義体制の国家の下では、数多くの反政府活動家或いはその家族が逮捕され、多くの命が奪われている。南米パラグアイでは反体制派であった家族の息子が誘拐され、拷問の末殺害された。そして、当時のパラグアイの警察高官が拷問の実行者であると判明し、米国に不法滞在中、同じく米国に政治亡命した被害者の家族が米国で訴えを起こしたフィラルティガ事件は、拷問の防止及びさらなる国際人権擁護における新たな金字塔を打ちたてたとされた。²²⁾

中米のホンジュラスでは、回国政府の公務員により、またはその黙認の下で「失踪」が実行に移され、多数の者の消息が不明となっている。一九八八年七月に米州人権裁判所で審理されたベラスケス・ロドリゲス事件は、軍政下における「強制的または非自発的失踪 (enforced or involuntary disappearances)」に関する事件であり、国際的な裁判所が

「失踪」に関する問題を正面から取り扱ったものとして注目された。²³⁾ 同国の学生であるアンヘル・マンフレード・ベラスケス・ロドリゲス (Angel Manfredo Velásquez Rodríguez) が、当時の政府軍により逮捕命令なしに長期間、拘束され、過酷な尋問及び拷問をはじめとした激しい人権侵害を繰り返し受けたとされている。「失踪」という概念は、これまで国際人権法上、一義的に定義されてきたわけではないが、政府機関の直接的或いは間接的関与が認められ、強制的かつ不法に拉致、拘禁され、犠牲者の所在は不明のままとなる。過酷な状況下で拷問をはじめとする残虐かつ非人道的な行為が行われ、その行為の結果、生命が剥奪されている。したがって、失踪は、「身体の自由および安全に対する権利を侵害する」という身体的な側面と同時に、「拷問その他の虐待を受けない権利」にも抵触しているのである。²⁴⁾

このように、拷問或いは拷問を伴う数多くの蛮行は、大規模かつ組織的に行われてきており、問題とされる拷問に関する国連の調査によると、電気ショックや薬物投与をはじめとして一七種類の残虐な方法により、拷問が現実に行に移されていたことが明らかになっている。特に中南米の軍事若しくは独裁政権時代に急増し、一九七〇年代終わりのアルゼンチンで悲劇の極致に達したとされる。アルゼンチンでは一九七〇年代中頃、「汚い戦争 (the dirty war, la guerra sucia)」とよばれた軍政の時代が存在し、すべての政党が当時の政府の支配下に置かれ、多くの市民が行方不明の状態となっている。その数は一人とも一万五千人ともいわれ、あまりの悲惨さに被害者の家族が集結して、政府に内情を訴える場面も現れた。²⁵⁾ 同様に悲劇的な状況は、一九七三年のチリにおけるクーデターの際にも発生した。一九七三年九月一日、チリのピノチエトは、民主的な選挙により成立したアジェンデ政権を倒し軍事独裁政権を樹立した。当時、チリは世界第一の銅の輸出国として米国が資本投資を行っており、アジェンデ政権の成立時点では、米国に基盤をおく多国籍企業が数多くチリに参入し、あらゆる国内の大企業は米国資本に支配されていた。こうした

なかでアジェンデ政権は、議会制度に基づく平和的かつ民主主義的な方法による社会主義国家の建設を目指し、当時の社会主義諸国との友好関係を優先させた。また、外国支配下の工業体制を国有化し、国内産業を発展、促進させようとしたことが米国との対立構造を生み、米国の支援を得てピノチェトがクーデターを計画し、実行に移したとされている。クーデターにより政権を掌握した直後に激しい人権侵害が行われ、アジェンデ前政権を支持した人々の多くは、非合法的な手段で弾圧された。拷問にかけられ、或いは強制失踪の後に秘密裏に殺害され、その数は数千人にのぼるとされている。やがて白昼堂々と、赤ん坊や子供を含む一般市民までもが嫌疑をかけられ、また、偶然、そのような場面に遭遇したというだけの理由から、多くの人々が犠牲となっていた。こうした出来事は全世界を震撼させた。アムネスティ・インターナショナルは、南米パラグアイにおける刑務所内の人権侵害の状況を報告したのをきっかけに、拷問禁止キャンペーンの運動に取り組みはじめ、中南米における拷問に関する報告書のなかで、組織的拷問の存在を通して当時の政治体制が築き上げた状況を国際社会に訴えている。⁽²⁶⁾ その結果、まず、米州人権委員会が行動に着手した。例えば、個人からの請願に基づきチリの人権状況に関する現地調査を行った結果、一九七三年九月一日のピノチェト政権樹立以降、チリでは、アジェンデ前政権支持者に対する度重なる拷問や権利の剥奪等深刻な人権侵害が継続して実行されていることが判明した。⁽²⁷⁾ 次いでその報告書が国連へ提出され、チリのピノチェト政権による人権侵害に対する激しい議論が繰り広げられることとなった。⁽²⁸⁾

以上のように、国家が行った人権侵害による犠牲者は、終始一樣な運命をたどる。政府の監視下にある拘束施設に連行され、そこで尋問を受け、拷問を加えられ、多くの場合、秘密裏のうちに超法規的処置に基づき処刑される。しかし、犠牲者の家族も彼らの正確な情報、或いはその後の消息を求めようとして肉体的かつ精神的に苦しめられることとなり、二重の被害にあう。さらに、残された家族にも危害の及ぶ恐れが生じる。例えば、米州人権裁判所は、グ

アテマラの内戦時において、武装人民革命組織 (ORPA, URNG 傘下のゲリラ組織の一つとされる) の長官であったエフライン・バマカ・ベラスケス (Efraín Bámaca Velásquez) が失踪した事件では、同氏が米州人権条約第七条に規定された「身体の自由に対する権利」、さらに同条約第五条の「人道的な取り扱いを受ける権利」を国家により侵害されたと同時に、残された家族、姉妹についても同様に認定している。²⁹⁾

ところで、一九九〇年代に入り東西冷戦時代が終焉を迎え、国際社会の構図は、米国と旧ソ連の対立構造からの転換がはじまった。中南米諸国では、すでに軍事若しくは独裁政権から民主化への移行が進んでおり、国家による自国民への虐待及び虐殺が組織的に行われた悲劇が二度と繰り返されることのないようにするため、予防及び防止のため人権侵害の実行者に対する厳罰化を進めるか、或いは過去の政権下で人権侵害の犠牲となった人々を弔い、再発防止のために軍市政権が行った人権侵害の原因究明を国家の再建にむけた新たな課題とすべきかの検討がはじまった。真実を明らかにすることが犠牲者及びその家族に報いることになるのか、それとも前政権下で行われた犯罪は、新政権の下で社会正義を実現するために、法廷で加害者を裁くべきなのか苦悩するなかで、前政権時代に広範な人権侵害が実行され、その事態を防げなかった過去の事実を認めようとする動きが高まり、紛争終結後の和平プロセスの過程において、人権侵害による犠牲者の詳細な記録を克明に残すため調査委員会を設立する準備が開始された。これは「真実の委員会 (truth commissions)」と称され、中南米諸国においても一九六〇年代から一九八〇年代初頭にかけて統治を行った政権による人権侵害に対し、行為者への報復を目的とするのではなく、その実態を明らかにすることを趣旨として設立されている。³⁰⁾ すでに第一章でグアテマラの場合を紹介したように、事件関係者を処罰することではなく、被害者及び行為者である加害者に真実を告白する機会を与えることにより、和解という方法で人間社会からの対立構造をなくすことを究極的な目的としているのである。³¹⁾ 一方、フィラルティーンガ事件のように実行首謀者が裁かれる徴

候が僅かながら存在したものの、組織的な人権侵害による大量殺戮を主導した国家元首をはじめとする政府高官の多くは自国の恩赦法に助けられ、訴追を免れ、依然として不処罰のままであった。しかし、冷戦終結後、過去の政権における指導者達の処罰の実現にむけ、まず国家と国際社会との協力体制の基盤作りがはじまり、やがてアド・ホックではあるものの、旧ユーゴ国際刑事裁判所或いはルワンダ国際刑事裁判所が設立され、元国家元首への裁きが現実のものとなった。中南米諸国においては一九九〇年代中頃から、七〇年代及び八〇年代の「汚い戦争」とよばれた時代の人権侵害の責任を個人に求める動きが見られるようになった。こうした段階を経て、英国の国内裁判所がチリのピノチェトに対し、元国家元首として在任中に行つた公的な拷問をジェノサイドと並ぶ国際犯罪と判断した結果、普遍的管轄権に基づいた世界的な処罰体制が築き上げられたことは、大変意義深いことであると考えられる。

第三章 グアテマラ事件の展開

第一節 最高裁判所刑事部 (la Sala de lo Penal del Tribunal Supremo) の判決

二〇〇三年二月二五日、最高裁判所は八対七の僅差でスペインとの明白な絆を有する拷問犯罪に限つたうえでスペインの普遍的管轄権を認めた。第一審と第二審ではもっぱらジェノサイドに関して争われ、二〇〇〇年三月二七日、中央予審裁判所 (El Juzgado Central de Instrucción No. 1)⁽³³⁾ は、「集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約 (ジェノサイド条約) 』⁽³⁴⁾ 第六条の規定から、ジェノサイドは人類の平和及び安全に対する犯罪であり、犯罪発生地グアテマラにおける誠実かつ効果的な裁判が期待できないため、スペインの管轄権行使を認めた。これに対し全国管区裁判所 (la Audiencia Nacional)⁽³⁵⁾ は二〇〇〇年二月二三日、この決定を取り消し、全員一致でスペインが刑事裁判管轄権を行使

することは妥当でないと宣言し、スペインのジェノサイド罪に対する管轄権の行使は補足的 (subsidiarity) であり、当時、主権国家であるグアテマラの司法当局による適切な裁判は実現できることを確認した。

ところが最高裁判所は、一九八〇年一月三十一日に首都グアテマラ・シテイにおけるデモが契機となったある事件に注目した。労働者、農民、聖職者、学生達が当時の軍事情権による弾圧に抗議し、スペイン大使館への占拠に及び、自国の人権侵害の状況を訴える手段にでた。そのため軍は、外国大使館への乱入者の鎮圧を名目にスペイン大使館に放火し、多くの犠牲者が出たのである (以下、スペイン大使館放火事件)。また、一九七六年から一九八三年にかけてスペイン人聖職者及び他の国籍者に対して殺人があった。

こうした事実を踏まえて多数意見は、まず、外国で実行されたジェノサイドの訴追で犯罪発生地の裁判所に問題 (default) がある場合、唯一、スペインの管轄権は正当化されるのであり、補足的な原則 (principle of subsidiarity) であるとの見解を示した。³⁴ そのうえで、多くの先住民族が犠牲となったジェノサイドに関して、被告人らがスペイン国内に存在せず、犠牲者のなかにもスペインとの関係が認められないことから、スペインとの直接的連結を見出せず、スペインの権限を否定した。³⁵ 他方、拷問犯罪に関しては、スペイン大使館放火事件におけるスペイン人殺害及び一九七六年から一九八三年のスペイン人宣教師に対する殺人から、スペイン人被害者の存在を根拠にスペインとの直接的な関わりを認証した。³⁶ これは一九九八年一月五日、チリの軍事独裁政権下で人権侵害の犠牲者にスペイン人が多数含まれていることを理由としてスペインの管轄権を確認し、ピノチエトの引渡請求を決めた全国管区裁判所の判断と³⁷ 同様のものであると考えられる。

これに対して少数意見は、多数意見が普遍的管轄権の採用に制限を設けたことに関し、次の四つの点から検討を加えた。まず、スペインにおける普遍的管轄権の行使で一九八五年の司法機関組織法 (Ley Orgánica del Poder Judicial) 以

下、[LOPI] 第三條四項は、「スペイン人または外国人により、スペイン国外においてスペイン刑法に従い、以下に該当する犯罪に対し、スペインは管轄権を有する。」と規定し、a から f までの犯罪は、国内法により、直接、域外管轄権を設けることが認められる。ところが、g でスペインが条約当事国となりスペインで起訴されるべきその他の犯罪とは、文言からは管轄権行使の時点でスペイン国内に犯罪者が存在することを要件としておらず、むしろ、それは引渡しにより可能であるから、身柄の拘束を条件としない普遍的管轄権 (universal jurisdiction in absentia) が認められる⁽³⁸⁾。次に、多数意見がジェノサイドで犠牲となった多くのマヤの人々を救済する道を閉ざし、LOPI 第三條四項の下で被害者の国籍に依拠し、拷問犯罪に制限した矛盾点を指摘している⁽³⁹⁾。さらに三つめとして、犯罪発生地であるグアテマラではその当時、属地的管轄権が機能しない状況であるから効果的な裁判は不可能であり、管轄権の補足性は否定せざるを得ない⁽⁴⁰⁾。最後に、管轄権を決定するうえで考慮されることは、裁判管轄権を有する国と犯罪との何らかの絆であると同時に、グアテマラ及び先住民族とスペインとの文化的、歴史的、社会的、言語的、法的関連であり、それらがスペインとの密接な繋がりを構成している⁽⁴¹⁾。

こうして少数意見は、多数意見が主張する管轄権の属地性を基本とする補足性及び犯罪とスペインとの何らかの連結点の存在について、批判的な判断を示した。

第二節 グアテマラ事件における拷問に対する普遍的管轄権の解釈

最高裁判所での審議の後、二〇〇五年九月二六日に最終的な判断を下した憲法裁判所が想定する普遍的管轄権とは、各国との協力を前提に犯罪者への無処罰を目的とし、被疑者が領域内に拘束されているか或いは裁判を行う国で保護されているかを問わず競合の原則に基づいた、絶対的普遍的管轄権の原則 (principle of absolute universal jurisdiction)

を確立したものであると結論づけた。⁽⁴³⁾ この判断は、ピノチエト事件の英国貴族院再審判決で支持を得られ、今回のスペイン最高裁判所の少数意見にほぼ適ったものでもある。そして、スペインの裁判所が普遍的管轄権を行使する際に、国際犯罪と容疑者或いはスペイン人被害者との間のいかなる直接的な連絡も要求しなかった。

一連のグアテマラ事件では、普遍的管轄権を考慮する際に補足性及びスペインとの密接な連結点の有無が終始、争点になったと考えられる。しかしながら、全国管区裁判所及び最高裁判所が示した補足性とは、グアテマラという属地性の優越を認め、管轄権の競合或いは抵触を回避し、普遍的管轄権に関する見解と見事に調和のとれたものである。うえ、原告による「法廷地漁り (forum shopping)」を避ける意図も込められていると考えられる。⁽⁴⁴⁾ そのうえで最高裁判所の多数意見は、拷問犯罪とスペインとの間に特定の絆の介入を要求し、結果として域外管轄権の権限が限定的に解釈されたものの極めて特筆すべき判決とされ、⁽⁴⁵⁾ 普遍的管轄権使用の濫用を防ぐうえで新たな方向性を示したものと見て評価する論者もいる。⁽⁴⁶⁾ しかし、その反面、何らかの連結点を要求することは、国際社会の秩序に影響を与える犯罪を排除することが、あらゆる国家の関心であることを根拠とする普遍的管轄権の基本的要求と一致しないから、憲法裁判所が、スペイン人犠牲者を視野にいれ、制限を設けた最高裁判所の決定を破棄したことを歓迎すべきであるとした見解も重要である。⁽⁴⁶⁾ 普遍的管轄権を行使する国家は犯罪の性質そのものに基づいて行動し、国際共同体のために世界秩序を維持するという共通認識を有している。仮に、当該国家に普遍主義以外に管轄権の基礎を置くことが認められるならば、属地主義の一種の効果主義、積極的或いは消極的属人主義、保護主義の原則といった、単に自国の利益が侵害されたことによる措置であるとして、目的が著しく後退することになりかねない。⁽⁴⁷⁾

拷問等禁止条約は、第五条一項(a)で属地主義或いは旗国主義を設け、(b)及び(c)の下で、積極的及び消極的属人主義を規定する。さらに第二項において、容疑者の身柄を拘束中の国家が他の関係当事国に犯罪人引渡しを行うか、そう

でない場合に普遍主義に基づく「引渡しか訴追かの原則 (aut dedere aut punire)」の選択の義務を課し、自国での裁判権設定を義務づけた結果、管轄権の競合が生じるが、容疑者の身柄の拘束を新たな根拠に他の関係当事国に事実上優位したものである。⁽⁴⁸⁾ この条約は、さらに第三項で犯罪者の不処罰を防止するため、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除しておらず、各国に何ら要件を必要としない管轄権を裁量により認めていると考えられ、条約での枠組みを強化するとともに、その国内的履行に際して、一定の範囲に限り各国の裁量が及ぶことを容認した注目すべき特徴を有していると捉えることが可能である。⁽⁴⁹⁾

したがって、最高裁判所の多数意見が条約のこうした特徴を詳細に検討し、スペインの法律から導かれる、身柄を拘束しない無条件または絶対的普遍的管轄権 (unconditional or absolute universal jurisdiction) を回避することを試みるうえで裁量の限度を考慮し、スペイン人犠牲者の存在から唯一、拷問犯罪に限ったことは、ある意味で均衡のとれた判断であったと考えられる。⁽⁵⁰⁾

おわりに

第二次世界大戦後、国際刑事法及び刑事司法に関する相互扶助は普遍的管轄権とともに進化しており、国内紛争の激化に伴う一九九〇年代以降、活発な議論が展開されてきている。ピノチエト事件はそうした歴史的な象徴であり、拷問に対する普遍的管轄権をより発展的に解釈したものと⁽⁵¹⁾して、普遍的管轄権行使の新たな時代を予測させ、組織的な人権侵害の犠牲者に希望を与えることになったと⁽⁵²⁾されている。しかしながら、ベルギー逮捕状事件と同様、スペインにおいてもグアテマラ事件以降、濫用の様相を呈しつつある。⁽⁵³⁾

すでに拷問等禁止条約の起草過程の各国の議論のなかで危惧されていたことであり、今回の事件であらためて懸案されていることは、管轄権行使を各国の裁量に委ねれば、政治的な理由による濫用の危険性から国家間に不要な摩擦を生むこととなり、世界秩序の崩壊へと広がる可能性もある。また、犯罪者個人の裁判を受ける権利をも侵害し、正当な裁判或いは正義の裁きの実現が否定される恐れすらある。したがって、可能な限り細心の注意で、目的に適った他の管轄権規則と均衡を保つことが必要となってくるのである。無条件または絶対的普遍的管轄権として身柄の拘束を条件としない広義の普遍的管轄権 (*universal jurisdiction in absentia*) とは、一方的な普遍主義 (*unilateral limited universality principle*) という枠組みに基づき、国際犯罪を根拠に法廷地とのどのような繋がりをも要求せず、いかなる国家に対して容疑者不在の場合でも一方的に権限が認められることとなり、国家による一方的行為として問題がある。これは二〇〇一年九月一日の同時多発テロ以降、自国民を効果的に保護かつ規制し、或いは国家の利益を守るために、世界中のあらゆる地域で勃発する国際法上の残酷な暴力を処罰することを目的として、「テロとの戦い」で米国が鮮明に打ち出した、いわゆる単独主義或いは一国主義の表明に繋がるものであり、今日、こうした動きが国際社会に与える影響は小さいとはいえない。さらにチリのピノチエト事件及びベルギー逮捕状事件において、何ら身柄の拘束を考慮せず管轄権の主張を執拗に行った国家は、旧植民地時代の宗主国であり、今回のグアテマラ事件は、このことを端的に物語っている。最高裁判所の少数意見が管轄権の行使として主張した、スペインとグアテマラ両国における文化的、歴史的、社会的、言語的に密接な関わりとは、本文ですでに検証してきたように、ヨーロッパ征服者の先住民族に対する一方的な搾取の歴史の結果そのものであるから、むしろこのような管轄権を許容することこそ、発展途上国に対してむけられる力による覇権主義として利用される恐れがあるのではないかと懸念される。

絶対的普遍的管轄権 (*absolute universal jurisdiction*) とは、国家による恣意的かつ無謀な行動であり、国内外に紛争

を巻き起こす可能性が高いと考えられるから、こうした管轄権はやがて衰退し、代わってグアテマラ事件において最高裁判所が判示したように、補足的意味合いとして、かつ何らかの根拠のある普遍的管轄権が節度ある概念として認められ、状況に応じてより改善されてゆくのが望ましいと考えられる。⁽⁶²⁾しかしながら、本来、「普遍主義に基づく管轄権は、犯罪実行地の国への身柄引渡しが可能ない場合に限り用いられる。」⁽⁶¹⁾というのが妥当な考えであり、ペルーのフジモリ元大統領がチリの最高裁判所の決定でペルーに送還され、近い将来、本国において法の裁きが実現するよう⁽⁶³⁾に、最終的には犯罪発生地が法廷地としての役割を担い、人権侵害を行った元国家元首を審理することが、社会正義の実現に適うものと思われる。

- (1) U. N. Doc. A/RES/61/295, 2 October 2007.
- (2) 札幌地裁は、一九九七年の二風谷ダム事件判決で、エクアドルのマルチネス・コボが国連に提出した報告書の先住民族の定義を概ね採用し、支配国家の統治以前からの先住性、文化的独自性、被支配性、文化及びアイデンティティという歴史的連続性の側面から、アイヌの人々が我が国における先住民族であることを認めた。札幌地判平成九・三・二七判時第一五九八号、常本照樹「先住民族と裁判―風谷ダム判決の一考察―」【国際人権】第九号、一九九八年。
- (3) 二村久則、野田隆、牛田千鶴、志柿光浩「ラテンアメリカ現代史Ⅲ メキシコ・中米・カリブ海地域」山川出版社、二〇〇六年、一七四―一七六頁、狩野千秋「マヤとアステカ」近藤出版社、一九八三年、三一―三四頁。
- (4) 外務省のホームページによると、二〇〇七年五月現在、同国を構成する民族のうち、先住民族の占める割合は五二パーセントとなっている。⁶⁴ <<http://www.mofa.go.jp/>>.
- (5) Margaret Popkin and Naomi Rohit-Arriaza, "Truth as Justice: Investigatory Commissions in Latin America", *Law and Social Inquiry*, Vol. 80, 1995, p. 82.
- (6) 詳細については、近藤敦子「グアテマラ現代史―苦悩するマヤの国―」彩流社、一九九六年。Susanne Jonas, *La Batalla por Guatemala: rebeldes, escuadrones de la muerte y poder estadounidense*, Editorial Nueva Sociedad, 1994.

- (7) 狐崎知己「第六章 グアテマラ紛争解決へのプロセス」石井章編『冷戦後の中米―紛争から和平へ―アジア経済研究所、一九九六年、一六八―一七一頁。
- (8) 桐山孝信「民主主義の国際法―形成と課題―」有斐閣、二〇〇一年、一四―三頁。
- (9) 国連は、中米の和平合意にむけた取り組みに対し当初から注目してきた。*International Legal Materials*, Vol. 25, 1987, p. 1296 ff.
- (10) See *ibid.*, Vol. 36, 1997, p. 284.
- (11) Annex to A / 53 / 928, 27 April 1999.
- (12) U. N. Doc. A / 53 / 928, 27 April 1999.
- (13) もっとも、国家による真相究明が不十分であったため、カソリック教会を中心とする大規模な真相究明にむけての努力もあったとされている。そのような報告書として、歴史的記憶の回復プロジェクト編、飯島みどり、狐崎知己、新川志保子訳『グアテマラ虐殺の記憶 歴史的記憶の回復プロジェクト』岩波書店、二〇〇〇年。
- (14) Heinz Dieterich, "Enforced Disappearances and Corruption in Latin America", *Crime and Social Justice*, No. 25, 1986, p. 51; Maureen R. Berman and Roger S. Clark, "State Terrorism: Disappearances", *Rutgers Law Journal*, Vol. 13, 1982, p. 531. なお、二〇〇六年二月、国連総会において「強制失踪からのすゝへの者の保護に関する国際条約(強制失踪防止条約: International Convention for the Protection of all Persons from Enforced Disappearance)」が採択された。同条約は、「強制失踪を「人道に対する犯罪」と規定し、「刑法上の犯罪としていふ」。 U. N. Doc. A / RES / 61 / 177, 12 January 2007.
- (15) 田畑茂二郎「国際化時代の人権問題」岩波書店、一九八八年、一六三―一七〇頁、松本重治監修、加茂雄三編『ラテンアメリカハンドブック』講談社、一九八五年、二二―二四頁。
- (16) 二村他、前掲書 注(3)。
- (17) Anna P. Schreiber and Philippe S. E. Schreiber, "The Inter-American Commission on Human Rights in the Dominican Crisis", *International Organization*, Vol. XXII, 1968, p. 509.
- (18) Ann Van Wynen Thomas and A. J. Thomas Jr., *The Organization of American States*, Southern Methodist University Press, 1963, p. 222.
- (19) *Ibid.*, pp. 212-215.
- (20) Dinah Shelton, "Representative Democracy and Human Rights in the Western Hemisphere", *Human Rights Law Journal*, Vol. 12, No. 10, 1991,

- p. 355.
- (21) *Supra* note 18, pp. 240-241.
- (22) James Paul George, "Defining Filartiga : Characterizing International Torture Claims in United States Courts", *Dickinson Journal of International Law*, Vol. 3, 1984, p. 1.
- (23) 村上正直「米州人権裁判所「ヴェラスケス・ロドリゲス」事件判決について」『法政理論』第三卷一号、一九九〇年、一〇六頁。
- (24) 阿部浩己「国際人権委員会と「失踪」——「失踪」ワーキング・グループの成立経緯と活動の実態」『富山国際大学紀要』第一号、一九九一年、一一六—一一八頁。
- (25) 消息不明となった家族の情報を求めて集まった女性たちは、五月広場で黙々と行進を続けたことから「五月広場の母たち」とよばれた。
- (26) 中南米でこうした人権侵害の犠牲者のなかに現地の日系人の存在も報告されている。「失踪、知られざる人権抑圧」『世界』一九八二年四月号、一九六—二〇三頁、アムネスティ・インターナショナル日本支部編「希望色のエアメール」花伝社、一九九〇年、伊藤千尋「燃える中南米―特派員報告―」岩波書店、一九八八年、五九—六六頁。
- (27) <<http://www.cidh.oas.org/countryrep/Chile74eng/TOC.htm>>
- (28) <<http://www.cidh.oas.org/countryrep/Chile85eng/intro.htm>>; U. N. Doc. E/CN. 4/1166/Add. 3 and 14, 1975. なお、その後のピノチエトの逮捕及び裁判については、拙稿「ピノチエト事件における拷問に対する普遍的管轄権の問題——一九九九年三月二四日付英国貴族院判決を手がかりに——」『広島法學』第三〇巻三号、二〇〇七年を参照のこと。
- (29) Inter-American Court of Human Rights, Case of *Bámaca-Velásquez v. Guatemala*, Judgment of November 25, 2000, Series C, No. 70, <<http://www.corteidh.or.cr/casos.cfm>>.
- (30) Gregory Jowdy, "Truth Commissions in El Salvador and Guatemala : A Proposal for Truth in Guatemala", *Boston College Third World Law Journal*, Vol. 17, 1997, p. 288. なお、中南米を含めた「真実の委員会」については、Priscilla B. Hayner, "Fifteen Truth Commissions-1974 to 1994: A Comparative Study", *Human Rights Quarterly*, Vol. 16, 1994.
- (31) 篠田英朗「平和構築と法の支配：国際平和活動の理論的・機能的分析」創文社、二〇〇三年、一五及び一六四頁。
- (32) 詳細な資料が乏しいなか、スペインの司法関係については、南山大学黒田清彦教授のホームページ <<http://www.nanzan-u.ac.jp/>>

- 「[Kuroda / enlacs_chim12](#)」を参考とさせていた。]
- (33) 全国管区裁判所はマドリードに設置され、スペイン全土における刑事事件を主として引き受けるほか、スペインが締約国となる国際条約上、管轄権帰属の問題について権限を有する。
- (34) *Supra* note 9, Vol. 42, 2003, pp. 701-702.
- (35) *Ibid.*
- (36) *Ibid.*, p. 702.
- (37) <<http://www.derechos.org/nizkor>>.
- (38) *Supra* note 34, p. 708.
- (39) *Ibid.*, pp. 710-711.
- (40) *Ibid.*, pp. 703-705.
- (41) *Ibid.*, pp. 707-708 and 711.
- (42) 普遍主義 (universality principle) には二つのタイプがあるが、これは広義の普遍的管轄権とよばれ、犯罪実行者が領域内に存在するかどうかを前提とした条件の普遍的管轄権 (conditional universal jurisdiction) とは異なるものである。Antonio Cassese, *International Criminal Law*, Oxford University Press, 2003, pp. 284-291.
- (43) Hervé Ascenso, "Are Spanish Courts Backing Down on Universality? The Supreme Tribunal's Decision in *Guatemalan Generals*", *Journal of International Criminal Justice*, Vol. 1, 2003, p. 696. この「補完性」国際刑事裁判所における「補完性の原則 (principle of complementarity)」と同様の意味合いを有し、伝統的な原則に代わるものとなるこの評価は、Luc Reydam's, *Universal Jurisdiction: International and Municipal Legal Perspectives*, Oxford University Press, 2003, p. 191.
- (44) Angel Sánchez Legido, "Spanish Practice in the Area of Universal Jurisdiction", *Spanish Yearbook of International Law*, Vol. VIII, 2001-2002, p. 20.
- (45) Hervé Ascenso, *supra* note 43, p. 690.
- (46) この考え方を支持する論者として、Naomi Rohit-Artaza, "Guatemala Genocide Case", *American Journal of International Law*, Vol. 100, 2006, p. 212. なお、最高裁判所の解釈に一定の評価を示しつつも、将来的には「スペイン国籍を有する被害者が存在する際に、唯一」

- 適用可能な管轄権となる危険性を指摘する論者として、*supra* note 44, pp. 31-32.
- (47) M. Cherif Bassiouni, "Universal Jurisdiction for International Crimes: Historical Perspectives and Contemporary Practice", *Virginia Journal of International Law*, Vol. 42, No. 1, 2001, p. 88.
- (48) 山本卓二「国際刑事法」三省堂、一九九一年、一六九頁。
- (49) 山本、同上、一六二—一七一及び三五〇頁。
- (50) Hervé Ascensio, *supra* note 43, p. 700. 普遍的管轄権を考える際に消極的属人主義を視野に入れることは利に適うとする意見に「*in*」
「*pro*」 Michael Akehurst, "Jurisdiction in International Law", *British Yearbook of International Law*, Vol. XLVI, 1972-73, pp. 165-166 and fn. 1.
同様を考える方として、Geoff Gilbert, "Crimes sans Frontières: Jurisdictional Problems in English Law", *British Yearbook of International Law*,
Vol. LXIII, 1992, p. 424.
- (51) Roger O'Keefe, "Universal Jurisdiction", *Journal of International Criminal Justice*, Vol. 2, No. 3, 2004, p. 757.
- (52) Naomi Rohit-Arriaza, *supra* note 46.
- (53) 憲法裁判所の判断を交けて全国管区裁判所は、二〇〇六年一月一〇日、中国の前国家主席をはじめ当時の政府首脳をターゲットにおけ
るジェノサイドの容疑を訴えをうけて決定した。Christine A. E. Bakker, "Universal Jurisdiction of Spanish Courts over Genocide in Tibet:
Can it Work?", *Journal of International Criminal Justice*, Vol. 4, 2006.
- (54) 拙稿、前掲論文注(28)、八七—八九頁。
- (55) *Supra* note 47, p. 82, 88 and 90.
- (56) *Ibid.*, p. 82.
- (57) Luc Reydam, *supra* note 43, p. 38.
- (58) Curtis A. Bradley, "Universal Jurisdiction and U. S. Law", *University of Chicago Legal Forum*, 2001, p. 349.
- (59) この点を指摘する論者として、*supra* note 47, pp. 154-155.
- (60) Antonio Cassese, "Is the Bell Tolling for Universality?", *Journal of International Criminal Justice*, Vol. 1, No. 3, 2003, p. 595.
- (61) 山本卓二「航空機不法奪取と刑事管轄権の帰属」【空法】一九七二年第一五巻「三三及三十七頁」。See also A. R. Carnegie, "Jurisdiction
over Violations of the Laws and Customs of War", *British Yearbook of International Law*, Vol. XXXIX, 1963, p. 405. 449. Antonio Cassese "4"

(62)

これを *default jurisdiction* と称する。 *Ibid.*, p. 593.
朝日新聞、二〇〇七年九月二三日。